



■ 困りごと無料相談のご案内

◇無料「電話」相談 ※予約不要

日弁連統一ダイヤル（平日：午前11時～午後3時） ※令和2年10月30日まで

TEL **0120-254-994**

熊本県弁護士会専用ダイヤル（平日：午後0時～午後2時）

TEL **096-312-3252** ※通話料はかかります。

◇無料「面談」相談予約窓口（TEL 096-325-0009） 平日 午前9時～午後5時

※県内各地の相談センターにご案内します。※予約をお願いします。※人吉にも相談センターがあります。

■ 土砂撤去は無理をせずに

自宅も気になりますが、土砂は細菌も含んでおり、想像以上に健康状態を悪化させ、**災害関連死のリスク**を高めます。自力では限界があるので、まずは体力の回復に努めてください。**行政やボランティアからの案内**を待ちましょう。

■ 片付け前に自宅の写真・動画撮影を

被害に見合った「**り災証明書**」の発行を受けたり、各種保険金を請求の際の資料とするため、片付け前に自宅を**複数の角度から撮影**しましょう。撮影のポイントは、常葉大学附属社会災害研究センターのリーフレット「建物被害調査のトリセツ『水害編』」（右 QR コード参照）等を参考にしてください。



■ り災証明書の申請を

「**り災証明書**」とは、被災者からの申請により、市町村が住宅の被害を調査して発行する証明書です。「り災証明書」は、**各種支援金、税の減免、融資申請などに必要となります**ので、市町村の案内に従って申請してください。

■ 自宅修理は急がずに

「り災証明書」の内容に応じて、自宅の修理費用の一部につき公費による援助を受けられる「**応急修理制度**」があります（「半壊」以上の場合：59万5000円・「準半壊」（10%以上20%未満の損害）の場合：30万円）。

ただし、この制度を利用する際には、**事前の申請**が必要になります。また、この制度を利用すると、**仮設住宅の入居に制限がかかることがあります**ので、**慎重にご利用ください**。

修理にかかる見積額、保険の支給内容及び受けられる支援の内容を踏まえ、自宅の修繕の計画は慎重に行いましょう。

■ 当面の生活費に困っている方

一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。詳細は地元の**社会福祉協議会**に確認をしてください。

■ **まずは保険の契約内容の確認を**

生活再建のための資金として、まずは保険金の受取りが可能かを確認しましょう。

近時の住宅保険には、**火災保険に水災の補償が付いている場合**があります。また、賃貸物件の場合でも、**家財保険**に加入している場合があります。

自分名義でなく、親族の契約に特約が付いている場合もあります。親族の加入分も含めた**保険契約の内容**について、まずは**保険会社**や**代理店**に確認しましょう。

保険証券が消失して保険会社や契約内容が分からなくなった場合等には、**損保協会の照会センター(0120-501331)**に電話をして確認してみましょう。

■ **住宅ローン等の支払いが難しい場合には**

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローン等の支払が困難になった方は、**被災ローン減免制度(自然災害債務整理ガイドライン)**の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、弔慰金などを手元に残した上で、**残ったローンの免除**を受けられる可能性があります。

また、今あるローンの免除を受けたあと、新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、この制度を利用しても信用情報機関への延滞の登録(いわゆる「ブラックリスト登録」)はされず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは**熊本県弁護士会(096-325-0913)**にお問い合わせください。

■ **敷地内に流れ着いたものは**

自宅に流れ着いた他の人の物や、廃棄物の処分については、**行政や弁護士会等の窓口**を利用して、処分してよいかどうか、費用はどうするか等について**相談**しましょう。

隣家の家財やブロック等の処分であっても、すぐには判断できないこともありますので、同様に**専門家等**に相談をしながら進めていきましょう。

■ **税金の減免について**

自然災害によって、家屋の浸水(一部損壊を含む)やお墓の被害などを受けた場合には、**所得控除(雑損控除)**や**災害減免法による所得税の軽減・免除**が受けられる場合があります。詳しくは、お近くの**税務署**などに相談してください。

■ **水害による紛失物について**

・**運転免許証**: 近くの運転免許センターや住所地を管轄する警察署で再発行手続きが可能です。

・**保険証**: 保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

・**不動産の権利証・登記識別情報**: 紛失しても権利を失うことはありません。

・**実印・印鑑登録証**: 各市町村の印鑑登録担当課において、印鑑登録証の廃止・亡失手続の後、実印の再登録の手続を行ってください。

・**通帳・クレジットカード**: 銀行やクレジットカード会社で再発行の手続を取ってください。

■ **必ず生活再建は出来ます！**

新型コロナ禍の中、追い打ちをかけるように豪雨被災を受け、途方に暮れている方へ。

諦めずに勇気をもって専門家の支援を頼ってください。必ず生活再建は出来ます！！